

新型コロナウイルス対応のための経営相談体制強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響に係る 個別相談会のご案内

相談無料

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する政府の支援施策は数多くありますが、当所では“事業再構築補助金”“持続化補助金”に関する相談に対応するための個別相談会を実施いたします。

各種施策を利用する際には申請書の作成が必要となります。疑問点などがありましたらこの機会に是非、ご相談ください。
※事前予約制ですが、予約がない場合に限り、飛び込みでの相談も承ります。

中小企業診断士 鳥巢 智嗣 氏 服部 貴行 氏 岩本 秀巳 氏 花野 敏也 氏 臼井 知美 氏 水野 高宏 氏 のいずれか	相談日	4/1(木)・6(火)・8(木)・13(火)・15(木) 20(火)・22(水)・27(火) 5/6(木)・11(火)・13(木)・18(火) 20(木)・25(火)・27(木)
	相談時間	10時・11時・13時・14時・15時 ※相談時間は60分間とさせていただきます。
	開催場所	一宮商工会議所 2階経営相談室
	相談内容	再構築補助金・持続化補助金・その他

個別相談会 申込書

下記項目をご記入のうえFAXまたはメールでお申し込みください。

事業所名		ご相談者名	
住所		電話番号	
業種	飲食・宿泊・製造・建設・卸売・小売・サービス・その他 ※該当する業種に○をつけてください。		
相談希望 日時	第1希望	月	日 時 ~
	第2希望	月	日 時 ~



【主催】一宮商工会議所 中小企業相談所

〒491-0858 一宮市栄四丁目6番8号

TEL. (0586)72-4611 FAX. (0586)72-4411

Mail. soudan@lchinomiya-cci.or.jp

現在発表されている主な施策概要（3月16日現在）

事業再構築 補助金	対象者	次のすべてを満たす事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等 ・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等 ・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成
	補助額	【中小企業：通常枠】100万円～6,000万円 補助率2/3
持続化補助金	対象者	小規模事業者 <small>※常時使用する従業員の数が商業・サービス業5人以下(宿泊業・娯楽業除く)、製造業その他(宿泊業・娯楽業含む)20人以下の事業者</small>
	補助額	【一般型】補助対象経費の2/3（上限額50万円） 【低感染リスク型ビジネス枠】同 3/4（上限100万円）
	申請期限	2021年 6月 4日【一般型：消印有効】 未定【低感染リスク型ビジネス枠】
一時支援金	対象者	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者で次のいずれかを満たす事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接、間接の取引があること ・緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出、移動の自粛による直接的な影響を受けたこと（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定） により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（or対前々年比）▲50%以上減少していること
	給付額	法人：60万円以内 個人事業者等：30万円以内
	申請期限	2021年5月31日



【主催】一宮商工会議所 中小企業相談所
 〒491-0858 一宮市栄四丁目6番8号
 TEL. (0586)72-4611 FAX. (0586)72-4411
 Mail. soudan@lchinomiya-cci.or.jp